

新潟市西区私道等歩道除雪奨励金交付モデル事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、西区内の法定外公共物及び私道（以下「私道等」という。）の歩道除雪において、市民団体が自主的に実施する歩道除雪に対し奨励金を交付することにより、市民と市がそれぞれ役割分担し協働して、早期に安全・安心な冬期道路の歩行空間を確保することを目的とするモデル事業に適用する。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1)地域コミュニティ協議会 新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会をいう。

(2)自治会 新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条に規定する自治会等をいう。

(3)その他の団体 PTA、ボランティア団体等の営利を目的としない団体で市内に主たる活動拠点を有する団体とする。

(4)歩道 私道等において歩行者が通行する部分

(交付対象とする団体)

第3条 この要領に定める奨励金を受けることのできる者は、前条に規定する者（以下「団体」という。）のうち、除雪作業に従事できる構成員数が5名以上の団体で、新潟市歩道除雪奨励金交付モデル事業に登録している団体とする。

(団体の登録)

第4条 奨励金の交付を受けようとする団体は、事前に市長へ新潟市西区私道等歩道除雪奨励金交付モデル事業登録申請書（第1号様式）、除雪作業に従事する構成員

を明記した活動者名簿報告書（第２号様式）、除雪を実施しようとする数量や方法に実施する範囲の図面を添えた除雪実施計画書（第３号様式）を提出し、登録しなければならない。

２ 除雪作業に従事する構成員の登録数は、下記のとおりとする。

- (1) 地域コミュニティ協議会 ５名以上 100 名以下とする。
- (2) 自治会、ＰＴＡ、ボランティア団体等 ５名以上 30 名以下とする。

３ 除雪の実施を登録できる対象区域は、西区内の私道等における歩道のうち、下記のいずれかに該当する箇所であるとともに、一定延長において歩道空間の連続性が確保される区間とする。

- (1) 通学路（小中学校へ徒歩により通学する児童や生徒がいる道路）
- (2) 人家連担部またはそれに順ずる区間で、幅員４メートル以上のもの
- (3) その他、公共性が高いなど、特に市長が認める箇所

４ 市長は、前項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査し、適当と認めたときは、新潟市西区私道等歩道除雪奨励金交付モデル事業団体登録通知書（第４号様式）を新潟市西区私道等歩道除雪奨励金交付モデル事業登録団体（以下「登録団体」という。）に交付するものとする。

５ 登録団体は、登録事項の変更があった時、又は活動を廃止する場合は、登録事項変更・廃止届（第５号様式）により市長に届け出なければならない。

（交付の対象期間）

第５条 奨励金の交付対象となる期間は、12月１日～翌年３月３１日までの間に実施した除雪とする。

（交付の対象基準）

第６条 交付対象となる除雪の範囲は、第４条（第３号様式）において申請した範囲内とする。

2 交付対象となる除雪の方法は、第4条（第3号様式）において申請した方法によるものとする。

3 交付対象となる積雪深は、歩道の積雪が概ね 10cm に達している場合とする。なお、市長が特に歩行者安全確保のために必要と判断した場合は、この限りではない。

（交付回数の限度）

第7条 奨励金支払いの対象となる除雪回数は、同一路線について、原則として8回を限度とする。

（交付対象の除雪作業）

第8条 除雪の方法は、原則、除雪機械（ハンドガイド式）や、スコップ・スノーダンプ等の除雪道具を使用することとし、歩道上の一定幅員や道路横断箇所において、雪を除去する作業を対象とする。

2 除雪作業は、事前に登録した構成員により、3人以上で実施するものとする。

3 使用する除雪機械はハンドガイド式のみ認めることとし、搭乗式の歩道除雪機械や車道用除雪機械は認めない。

4 除雪機械を使用する場合は、歩行者や自転車通行者など第三者の安全確保や、施設の損傷防止のため、運転手のほか安全確認のための補助員を1名つけるものとする。

5 除雪機械を使用する場合は、あらかじめ、機械の種類や規格を所定の様式（第3号様式）により市長に報告しておくものとする。

（ボランティア保険の加入）

第9条 登録団体の構成員は、活動中の事故等に備え、ボランティア保険に加入するものとする。

2 ボランティア保険の加入手続きは市が行い、費用は市が負担する。

3 登録団体は、活動中に事故等が発生した場合には、速やかに市へ報告するものと

する。

(奨励金交付の申請)

第 10 条 奨励金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、新潟市西区私道等歩道除雪奨励金交付申請書（第 6 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 除雪実施箇所を記入した路線図
- (2) 除雪の実施状況が確認できる写真
- (3) 除雪参加者名簿（第 7 号様式）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

2 奨励金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、毎月末までに、市長へ提出するものとする。

(奨励金の交付)

第 11 条 市長は、登録団体から交付の申請があったときは、前条の申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって適切と認めた場合について、予算の範囲内で、第 13 条に定めた奨励金を交付する。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、奨励金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて奨励金の交付を決定することができる。

(奨励金の交付限度額)

第 12 条 奨励金の交付は、単年度で 1 団体あたり 10 万円を限度とする。

(奨励金の交付対象経費)

第 13 条 交付金の交付対象となる経費は、除雪にかかる実費相当分とし、下記の項目とする。

(1) 飲食代（軽食、ジュース）

(2) 除雪用具（除雪機械、スコップ、スノーダンプ、手袋、長靴、防寒具など）の損

耗費

(3)除雪活動のための事前の準備や周知・通信費用等

(奨励金の算定)

第 14 条 奨励金の算定は、「1 回あたり基本額」と「実績あたり算出額」の合計とする。

奨励金交付額＝「1 回あたり基本額」＋「実績あたり算出額」

(1) 1 回あたり基本額

前条(1)に該当する費用として、

・ 1 回あたり基本額＝「1 回あたり基本単価」×参加人数

を支払う。

1 回あたり基本単価は、1 人あたり 500 円とする。なお、1 回あたり基本

額は、新潟市歩道除雪奨励金と合わせて、1 人 1 日 1 回限りの支払いとする。

(2) 実績あたり算出額

前条(2)および(3)に該当する費用として、参加した人数に関係なく、実施した実績に応じて下記の金額を交付する。

・ 実績あたり算出額＝ Σ （歩道除雪延長×除雪単価）

＋（道路横断箇所除雪箇所数×道路横断箇所除雪単価）

1) 歩道除雪 10 m 当たり 130 円

なお、実績の延長は、1 の位は切捨てて 10 メートル単位とする。

2) 道路横断箇所除雪 1 箇所当たり 130 円

(除雪の実施確認)

第 15 条 除雪の実施確認は、原則、写真と図面を照らし合わせ、確認する。

(奨励金の返還等)

第 16 条 市長は奨励金の交付にあたり、登録団体の不正が発覚した場合は登録を取

り消すとともに、交付した奨励金の返還を求めることができる。

(是正指示)

第 17 条 市長は、登録団体に対し、必要に応じて報告を求め、また是正指示をすることができる。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

(適用期間)

2 この要領は、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

(適用期間)

2 この要領は、平成 26 年 3 月 31 日までとする。